

ボーナスカット本人訴訟・不当判決弾劾！

本日、大阪地方裁判所は、平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件（竹本ボーナスカット本人訴訟）に対して、不当にも「原告の請求を棄却」する判決を下した。

竹本さんは、平成25年の夏のボーナスにおいて会社から不当にも5%のボーナスカットを受けた。会社は、組合との苦情処理会議の中で、ボーナスカット理由について、具体的な日付や注意・指導した管理者の名前を一切明らかにせず、注意・指導した内容の10件だけを抽象的に回答するだけであった。竹本さんは、そのような会社の対応に納得できず、平成25年11月に労働審判の申し立てを行った。しかし会社は、労働審判の中でも10件の非違行為があったと明らかにするだけで、管理者の名前を明らかにする考えはないと主張した。そこで竹本さんは、大阪地方裁判所でボーナスカット理由とされる非違行為について、すべて5W1Hで具体的に明らかにさせるために闘うことを決意し、本人訴訟として争われてきたものである。

本人訴訟では、注意・指導があったのか、なかったのか、事実認定のところが争点となり、会社は、5W1Hですべて管理者の名前を明らかにしなければならなくなった。そして、裁判所は注意・指導したとする全ての管理者たちの証人尋問を決定し、高田、坂下、早水、岡、雨川、新田ら6名の証人尋問が行われた。証人尋問では、原告の竹本さん自らが反対尋問を行い、現場管理者からの注意・指導などはなく、非違行為などの事実もない。すべて現場管理者からの一方的な報告であり、客観的な証拠は何一つないことなどを力強く追及してきた。

しかし、大阪地方裁判所は、管理者の手書きのメモには一切ふれることなく、竹本さんの主張を一切認めず、「管理者が記録した内容は、記憶が鮮明なうちに入力されている」「具体的かつ迫真性に富んでいると評価すべき内容になっている」「一言一句異ならないようにまでとはいえないとしても、おおむね正確に記録されていると推認できる」として管理者の証言、陳述書は信用することができるとしてボーナスカットを容認する不当判決を下したのである。

われわれは、この不当判決に対して怒りをもって強く弾劾する。

この怒りをバネに一層団結を固め、不当なボーナスカット攻撃を通じた強権的な職場支配体制を許さず職場からの闘いを強化する。

本日まで、原告をはじめ、プロジェクトチームを中心に共に闘い抜いて来た仲間たちに敬意を表すとともに心より感謝申し上げる。

2016年1月25日

ボーナスカットを許さないぞ！総決起集会！

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部